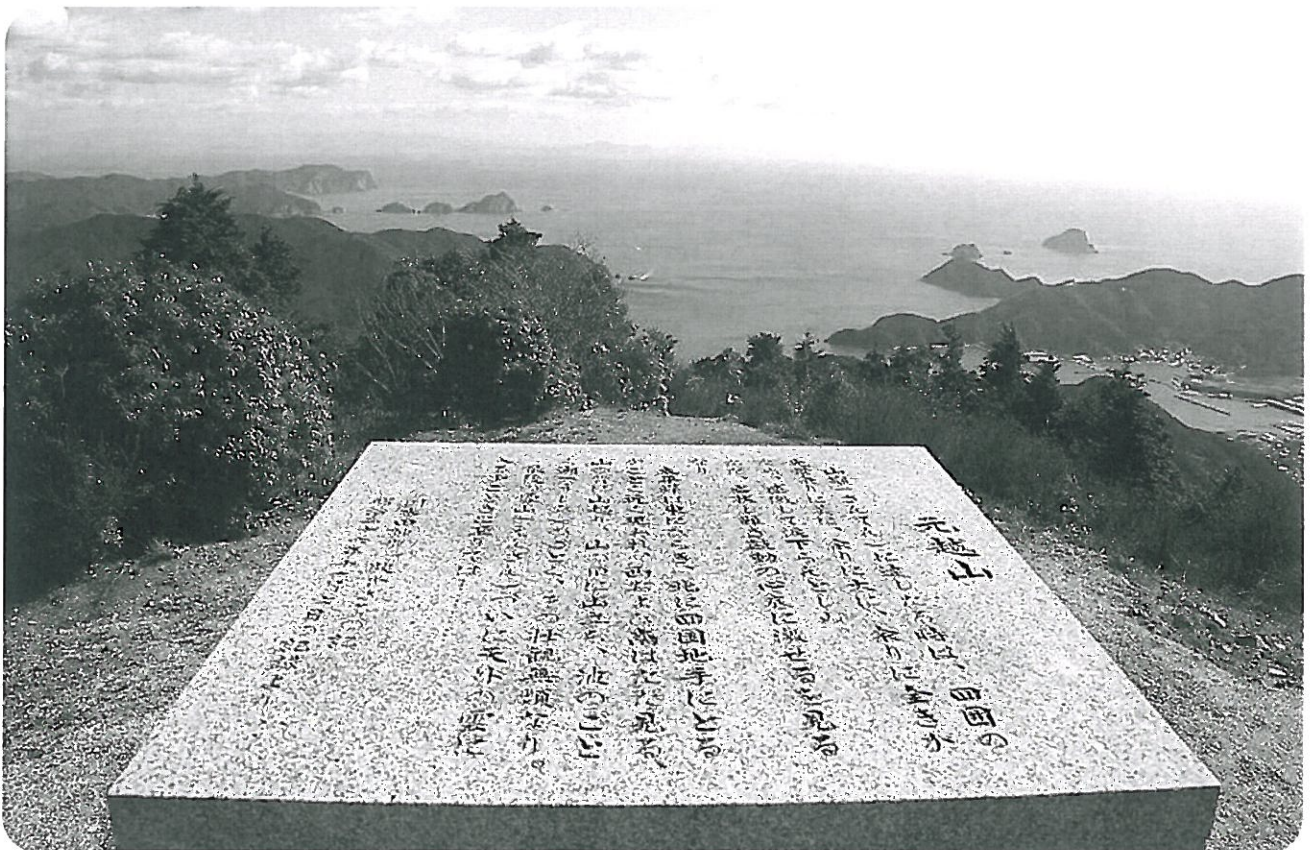


市議会だより

▶ トピックス(②～⑤ページに掲載)

- ★① 佐伯市職員の給与に関する条例及び佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正を可決！
- ★② 佐伯市つるみ山荘の廃止議案を可決！
- ★③ 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願を棄却！
- ★④ 平成25年度佐伯市各会計決算を認定！



▲ 元越山山頂より四国を望む

【主な掲載項目】

- 平成26年第4回定例会の概要 (P2～5)
- 議員の表決態度の公表 (P5)
- 一般質問 (P6～11)
- 議員政治倫理調査特別委員会の設置、3月定例会のお知らせ (P12)

平成二六年 第四回定例会の概要

一二月定例会は、一月二八日に開会し、予算議案一三件、予算外議案三〇件、請願二件、諮問三件が上程されました。また、二人の議員により一二月五日から四日間にわたる一般質問が行われました。

各常任委員会においては、一二月一、二日にそれぞれ所管する案件について審査しました。また、予算議案については今定例会から、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会をその都度、設置し審査することとなり、今回は一二月一五日に開催し、提案された補正予算を審査しました。

一二月一九日の本会議最終日において、各議案の採決を行ったので、主な内容・審査結果についてお知らせします。

一般会計補正予算の概要

一二月定例会において、補正予算総額一四億五、〇一六万三、〇〇〇円の補正予算を可決しました。これにより既決予算と合わせた一般会計の予算総額は四六三億六、二六八万円となります。

今回の補正の主なものを抜粋して掲載します。

●総務管理費職員給与管理事業費

(五億六、五六六万八、〇〇〇円)

早期退職者の退職手当(二四人分)等

●東九州自動車道開通記念関連事業費

(一、〇〇〇万円)

東九州自動車道の開通を記念して行う関連事業(東九州自動車道をコースとしたマラソンやウォーキング及び物産展の開催等を予定)に対する補助金を追加計上

●障害児通所支援事業

(一、九七四万円)

施設の利用者数、利用回数の増加等に伴う給付費の増額

●ひとり親家庭医療費助成事業

(八二二万四、〇〇〇円)

医療費の増加に伴う増額

●廃棄物処理施設解体撤去事業

(七七三万三、〇〇〇円)

旧西部清掃センターの不燃物処理施設及び焼却炉の解体撤去費

●観光施設整備事業費

(一、一〇八万円)

道の駅やよいの露天風呂の漏水改修工事費等

●現年発生林道災害復旧事業

(七、九〇一萬三、〇〇〇円)

台風被害による林道五路線の工事請負費等

●市債繰上償還元金

(四億四、二〇〇万八、〇〇〇円)

後年度負担の軽減を図るために行う、市債の繰上償還に要する経費

★トピックス関連①

●佐伯市職員の給与に関する条例及び佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告の趣旨に鑑み、大分県人事委員会による勧告の内容に準じて職員及び国民健康保険診療所医師の給与改定を行うもの。

総務常任委員会(審査)

執行部説明

今回の主な改正は、五点あり、①給料表の改正。行政職給料表について世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置き平均〇・二七%引き上げる。医療職給料表についてもこれに準じた改正を行う。②勤勉手当の支給月数の改正。六ヶ月及び一二月期の勤勉手当の支給率を〇・六七五分から〇・七五五分引き上げ、〇・七五五分とする。また、再任用職員の勤勉手当の支給率を〇・〇二五五分引き上げる。以上二点の改正は平成二六年四月一日に遡って行う。

③単身赴任手当の改正。基礎額を三万円に引き上げるとともに、加算額の限度額を七万円に引き上げる。また、再任用職員も支給対象とする。

④管理職員特別勤務手当の新設。国

家公務員に準じて、管理監督職員が災害への対処等でやむを得ず週休日及び休日に勤務した場合、勤務一回につき一万二、〇〇〇円、平日の深夜午前〇時から午前五時までの間に勤務した場合は、勤務一回につき六、〇〇〇円を支給する。⑤地域手当の改正。職員の地域手当支給率を一〇〇分の二〇に引き上げる。また、医師の地域手当支給率を一〇〇分の一六に引き上げる。

質疑 一二月に名古屋市長がこの勧告を拒否している議案であるが、人事院勧告及び大分県人事委員会による勧告の法的拘束力について問う。

答弁 人事院の勧告及び大分県人事委員会による勧告について法的な拘束力はない。しかし、給与の原則が官民との較差を比較したり他市町村との較差を是正しながら行っていることを鑑みると、人事院勧告及び大分県人事委員会による勧告に従って改正することが良いと考える。

質疑 県は「地域の民間給与を反映させた適切な対応を」といった助言がされていると思うが、今回の改正に当たって市としてどのようにこの助言を捉えているのか。

答弁 県人事委員会は県内企業の調査を行って、官民較差を出している。市内で比較できるデータがないので、市としては、県人事委員会による勧告を尊重する形での改正である。

討論

桑原宏史委員から反対の立場で、上田徹委員から賛成の立場で、それぞれ意見が述べられました。

採決

挙手採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

本会議

反対討論 (後藤幸吉)

平成二六年九月定例会において、給料表の改定を行ったが、これには年間一億六、〇〇〇万円の効果があらるとのことであったが、今回の改定では年間約六、〇〇〇万円が給料・報酬として上がるという。これでは一億六、〇〇〇万円の効果から六、〇〇〇万円が吹き飛ぶこととなる。行財政改革の見地から、また市民の立場から、反対する。

賛成討論 (上田徹)

これまで引下げ勧告が続いていたが、今回七年ぶりの引上げとなる。佐伯市においては、合併時の危機的財政状況の中、早期退職の推進や給与五%カット等を行ってきた。今回の勧告を受けての条例改正は実施すべきと判断し、賛成する。

反対討論 (桑原宏史)

自治体によっては、その首長が勧告に異を唱え拒否している事例もある。佐伯市も何も考えずに勧告を受け入れるのではなく、市内の経済状

況、市の財政状況を考察した上で判断すべきと考え、反対する。

採決

起立採決の結果、賛成多数で可決しました。

★トピックス関連②

●佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

佐伯市つるみ山荘については、その設置目的が市民の研修等の場であるということであるが、市民の利用が恒常的に少数である。よって、当該施設の運営を維持する必要性が見出し難いため、廃止するもの。

総務常任委員会 (審査)

質疑 廃止後の施設の活用について問う。

答弁 売却の方針である。

質疑 三年前も本件を議論したが、当時は利用者を増やす努力を試みることで三年間継続運営とした。今回の廃止の理由を問う。

答弁 この三年間の利用者数は若干増加傾向と言えらる。ただし、設置目的が市民の研修等の場としている中で、市民の利用が恒常的に少数であり、当該施設の運営・維持の必要性を見出し難いと判断した。

討論

賛成の立場で、江藤茂委員から「当該施設は合併後一〇年が経ち、その役目を終えたと考える。経済情勢の観点からも廃止すべき」との意見が述べられました。

採決

簡易採決により、可決すべきものと決しました。

本会議

採決

簡易採決により、可決しました。

●佐伯市消防団条例等の一部改正について

平成一七年の市町村合併以来、消防団は九団からなる連合制を採用し、佐伯市連合消防団として活動してきた。今後、発生が危惧される大規模地震による津波や記録的豪雨、台風等による風水害に対し、組織の統一化、指揮命令系統の一本化を図り連携の取れた災害活動が行えるようにするため、平成二七年四月一日から消防団を一団制に再編する。これに伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。

総務常任委員会 (審査)

質疑 現体制では団によって訓練や活動は様々であるが、一団制になること

でそうした部分も統一されるのか。

答弁 各団の独自活動は地域性、伝統等を鑑み、これまでどおりとしながら、大きな行事などは一団で取り組む方針である。

質疑 消防団活動服の更新の予定を問う。

答弁 法改正を受け平成二六年二月に示された団服の改正基準に基づき、一度での更新は財政的に難しいが、できるだけ早く行いたい。

採決

簡易採決により、可決すべきものと決しました。

本会議

採決

簡易採決により、可決しました。



▲平成27年佐伯市連合消防団出初式(平成27年1月11日)の様子

★トピックス関連③

●集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願

この請願は、大分県平和委員会から提出されたもので、関係機関にこの閣議決定を撤回し、関連する法整備をしないようにする旨の意見書の提出を求めるもの。

総務常任委員会（審査）

執行部の見解

この件に関して自治体の意見が及ぶものではないと考えている。国政の中で決めている部分である。今後この解釈に基づいて立法とか、各種の法律が整備されてくると思っっている。市としては、コメントする立場にない。

討論

賛成の立場で、上田徹委員から「集团的自衛権行使容認も憲法の解釈をしなくて閣議決定という方法で進めている。今後、徐々に戦争への方向に進むことが危惧される」との意見が述べられました。

一方、反対の立場で、井野上準委員から「集团的自衛権の行使は新三要件の下、自国防衛の措置であり、

飽くまで我が国の存立を全うし国民を守るためやむを得ない自衛の措置として初めて適用されるものである」との意見が、また桑原宏史委員から

「集团的自衛権が正当に行使できるとして同じ価値観を持つ国々と安全保障体制を構築することが国民の平和に資すると考える」との意見が述べられました。

採決

挙手採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

本会議

賛成討論（高司政文）

多くの国民の慎重審議、反対の声を押し切って閣議決定を強行した。この閣議決定は、戦後一貫して戦争の犠牲者を出さず、国際的な信頼を勝ち得てきたこれまでの国民の努力を台無しにし、憲法第九条を根底から破壊するものであり、本請願採択に賛成する。

反対討論（清田哲也）

国の存立が脅かされ、国民の生命、自由の危険及び幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがない限り、武力行使を容認することはない。集团的自衛権の行使容認に基づく安全保障法制の整備は、現実の国際社会を直視し、自国の安全保障の質を高めるものであり、独立した国家として当然の行為とし、本請願採択に反対する。

採決

起立採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

●佐伯市城下町観光交流館条例の制定について

九州一広い佐伯市の魅力の発信を始めたとした観光に関する情報の提供を図るとともに、広く市民及び観光客の交流を促し、観光振興及び地域のにぎわいを創出するため、佐伯市城下町観光交流館を設置するもの。

経済産業常任委員会（審査）

質疑 これまで、地区の人たちが使用する場合には無料という説明があったが、その扱いについてはどうなったか。

答弁 自治会主催で使用する場合などは、減免規定を適用し無料とする。

質疑 観光協会の事務所をこの施設に移転することだが、その時期はいつか。

答弁 この施設が完成する平成二七年三月中に移転してもらう予定で現在進めている。

採決

簡易採決により、可決すべきものと決しました。

本会議

採決

簡易採決により、可決しました。

●佐伯市かまえインターパーク条例の制定について

東九州自動車道佐伯蒲江間の開通を控え、佐伯市の南玄関口として市内各施設へ誘う情報拠点となり、来訪者への交流の場の提供及び地域情報の発信による農山漁村と都市との交流を図るため、佐伯市かまえインターパークを設置するもの。

経済産業常任委員会（審査）

質疑 道の駅かまえとこの施設との間に生じる不公平や競合する部分については問題はないか。

答弁 それぞれの特徴を生かしながら情報発信やイベントなど両者が共同でできるようなことを行政としてサポートするよう努力していきたい。

質疑 国に要望している高速道路上の看板の設置の件はどうなったか。

答弁 まだ国土交通省からの回答はないが引き続き強く要望していく。

採決

簡易採決により、可決すべきものと決しました。

本会議

採決

簡易採決により、可決しました。

一般質問

12月定例会では、12月5日、8日、9日、10日の4日間、21名の議員が登壇し、市政の各分野にわたる一般質問を行いました。質問項目は下表のとおりですが、その中の1項目を取り上げ、要約して掲載します。(質問者順)

日付	質問者	質問項目
12月5日	後藤 幸吉	・大手前開発事業について ・市職員共済会に対する補助金について
	清家 好文	・行政評価について ・職員の部署配置について ・エコセンター蒲江について
	清田 哲也	・市民生活の向上に資する施策について ・ふるさと佐伯市応援寄附金の充実について ・南海医療センター新築工事に伴う佐伯東小学校への対応について ・スポーツによる振興施策の充実について
	上田 徹	・水産業の振興について ・学校給食について
12月8日	矢野 幸正	・第1次産業の振興について ・市道の管理について
	井野上 準	・佐伯市奨学金制度について ・新規漁業就業者の育成について
	矢野 精幸	・大手前開発について ・城山山頂の石垣について
	清家 儀太郎	・ふるさと納税制度の拡充策について ・社会保障・税番号制度(マイナンバー)対策について
	佐藤 元	・佐伯市職員等の旅費に関する条例について ・防災対策について ・市道の管理及び整備について
	富松 万平	・地方創生について
12月9日	井上 清三	・高齢者施策について ・生活困窮者自立支援法の取組状況について
	塩月 健治	・エコセンター蒲江の廃止に係る代替措置について
	御手洗 秀光	・市議会と市執行部における情報共有の推進について ・消火栓、防火水槽及びホース格納箱の維持管理の現状と点検結果について
	桑原 宏史	・今後の行財政改革について
	濱野 芳弘	・食のまちづくりの推進について ・地域リーダーの育成について
	兒玉 輝彦	・地域活性化対策について
12月10日	後藤 勇人	・社会保障・税番号制度(マイナンバー)について ・災害時のトイレ機能の確保について
	河野 豊	・太平洋セメント大分工場佐伯プラント敷地内に建設予定の発電事業について
	浅利 美知子	・高齢者対策について ・女性防災士の活動について ・子育て支援の充実について
	三浦 涉	・佐伯市バイオマス産業構想について ・佐伯市の地方交付税(消防費)について ・市が発注する公共事業について
	高司 政文	・訪問医療マッサージと生活保護について ・佐伯文化会館及び弥生文化会館について

※ 一般質問の掲載について

一般質問の記事は、議員の責任において議員本人が質問・答弁の原稿を作成しています。その内容に相違がないときは原則として原文のまま掲載しています。

大手前開発事業について

後藤 幸吉

問・九月定例会では市民会議の意見を尊重し、実現可能な成案を作るとの答弁であった。一月三日に最後の市民会議があり、東側に八〇〇席の大ホール、西側に二階建ての公共建造物と広場を造ること、そして事業全体の実現性を担保するためには提案書を最大限尊重しながら全体配置の変更もやむを得ないと考えるという見解が示されたが、これで良いか。

答・それで結構だと思う。

問・事業費は幾らくらいか。

答・現状では約六二億円である。

問・開発地域の地権者の同意を得ていない計画で民間の土地・建物を市が買い取ることでなくなり、前回より市の負担は大きくなる。地区に八〇〇席の大ホールができれば、新たに文化会館は必要ないと意見もある。現文化会館の中ホール・三余館の大ホールがなくなれば、旧市内には三〇〇席規模の施設は和楽しかないことになる。教育委員会の大ホールの考え方も問いたいが、中活の中では三〇〇席のホールは、どのように考えているか。

答・今後の大きな課題と考えている。

行政評価について

清家好文

問・本市の行政評価システムは、どのように運用し活用されているのか。
答・本市では行政評価の導入に向けた取組を始めているところで、平成二五年度から佐伯市総合計画実施計画の策定方法の見直しを行い、事業評価の考え方を導入している。具体的には各課が提出する事務説明シートに評価欄を設け、事業についての評価を各課で行っている。

問・政策や施策につながる成果として検証やその後の対応についてはどのように考えているのか。
答・現時点では政策・施策に対する評価までは行っておらず、試行的に事務事業の内部評価を行っている。また、各課から提出された事務説明シートを課長級で組織する八つの検討部会と副市長が委員長を務める総合計画策定委員会で段階的に審議し、総合計画の目標達成のために活用している。

問・試行的にということだが、今後どのような方向で行くのか。
答・行政評価・総合計画・予算・決算をリンクさせた総合的な仕組み作りは必要であり、早急に構築していきたい。

南海医療センター新築工事に伴う佐伯東小学校への対応について

清田哲也

問・正門の移動や通学路の変更、工事中の騒音対策等、工事に伴う環境変化について、児童や保護者に対する配慮はできているのか。
答・対応としては教育委員会、建設課、南海医療センターがPTA役員、会員に説明を行ってきた。今後の工事予定としては、正門の移転や倉庫の解体・新設等、学校敷地内の工事を教育委員会が行い、新正門までの市道改良工事を建設課が行う予定となっている。また、南海医療センターについては、今年度から来年度夏頃までに建設予定地にある既存施設の解体を行い、平成二八年度から二九年度にかけて新病院の建設を予定している。これらの工事に当たっては、通学路の変更や騒音対策等、様々な問題が予測されるが、それぞれの工事発注者としては、児童の安全を最優先に考えている。様々な問題については、学校が関わることで、教育委員会が窓口となり、これまで関係者とともに学校や保護者との協議・説明等の対応を行ってきたおり、基本的には今後も同様に対応していきたい。

水産業の振興について

上田徹

問・育てる漁業や資源を守る取組について問う。
答・佐伯市では漁協各支店や各協議会が主体となり、要望の多いアワビ・マダイ・イサキ・クルマエビ等の種苗放流が実施されている。

問・佐伯市管内で有望な魚介類としては、どのようなものがあるのか。
答・有望な魚介類の例としては、クルマエビやイサキが挙げられる。クルマエビについては「囲い網放流」を採用して、効果増が図られた。イサキについては、米水津から蒲江沖にかけて、七万一、五〇〇尾を放流した。

問・水産業振興のための今後の取組として、漁業従事者等との協議はどうしていくのか。
答・今後も、大分県漁業調整規則に沿って漁獲物の体長制限や、漁具・漁法の制限を行っていく。また、水産資源を守っていくためにも、藻場の存在が重要で、地元の五つの活動組織が藻場保全活動を実施している。佐伯市としても、今後も現場指導や補助金の交付等を行っていく。

第二次産業の振興について

矢野幸正

問・乾椎茸といえば大分県と言われるまでブランド化が確立され、国内生産量の四八%を占めるなど、名実ともに日本一の座を確保している。しかし、近年では大分県産乾椎茸の単価が大幅に下落し、生産者は大変厳しい経営を強いられている。価格下落が続けば、生産規模の縮小、小規模生産者・高齢生産者の生産中止や、小規模化による品質の低下など、生産者への影響が憂慮されている。市としての乾椎茸の価格低迷による流通の現状に対する考え方と改善に向けた取組について問う。
答・直近の市場単価が1kg当たり三、二九四円である。この原因は大震災以降の放射能の風評被害の影響による消費の落ち込みが主なものと考えられる。流通については県椎茸農協等を介しているが、消費が伸びずに大変苦慮している。乾椎茸を取り巻く厳しい状況は、本市だけの対策では非常に困難であり、今後も県や関係機関と連携を取りながら、改善を図っていききたいと考えている。

佐伯市奨学金制度について

井野上 準

問・就職難により返済の遅れや返済不能に陥るケースが相次いでいると聞くが、本市の現状はどのようなものか。

答・平成二五年度の奨学金返還対象者は一二人となっており、滞納者については二一人で、未納合計額が約六九五万円となっている。この二一人の滞納者は、納付が滞ったり遅れたりすることはあるが、少額でも納付が続いており、悪質な滞納者はいない。

問・今後の取組として、どのようにして収納率を上げていくのか。

答・今後も自宅訪問や電話連絡等は続けていく。また、奨学生本人及び保証人である保護者の承諾を得た上で、所得額等の調査も視野に入れ、無理のない返還計画を立てることに役立てるよう対応することも考えている。今後、納付に応じない人が出てくれば、差し押えなどの手段も必要になってくるのではないかと思う。貸付金徴収という単なる事務的な手続にならないよう、相互の人間関係作りにも配慮しながら、収納率アップに努めていく。

大手前開発について

矢野 精幸

問・市民会議に大手前の商店、地権者が入っていないがどうか。

答・残念ながら参加がなかった。

問・この計画案と今後提案があると聞かれる地元案との調整を問う。

答・今後、地元と協議を行いたい。

問・広い公園を造る計画案だが、多くの市民はその必要性に疑問を持っているがどうか。

答・広場は運動や憩いの場としてまたイベント等に利用することでにぎわいを生むと考えている。

問・大手前に人が集まり、周辺に人の流れができ、活性化が図られるような施設を造るべきと思う市民が多いがどうか。

答・実現可能な提案と考えている。

問・営利部門施設の考え方を問う。

答・民間での対応と考えている。

問・今後のスケジュールを問う。

答・三月をめどに地元、関係団体等と協議して成案とした。

問・船頭町から大手前への新設道は。

答・今後、地元と協議していきたい。

問・図書館の大手前移転を問う。

答・分館的な機能移転と考えている。

問・西田病院の跡地について問う。

答・久部保育所の移転計画がある。

ふるさと納税制度の拡充策について

清家 儀太郎

問・ふるさと納税が拡充されると現行の制度からどう変わるのか。

答・政府は納税制度を平成二七年度から拡充する方針で、主な内容は、寄附による税の控除上限額を二倍にする枠の拡大と控除を受ける手続の簡素化である。

問・ふるさと納税制度の拡充による国の方針をどのように捉えているか。

答・都市と地方の税収格差を是正する狙いがあり、自主財源の乏しい本市にとってふるさと納税の仕組みは、大いに活用すべきであり、国の本制度の拡充は是非、進めてもらいたい政策であると捉えている。

問・佐伯市は、ふるさと納税制度の拡充による対策をどのように考えているか。

答・費用対効果を勘案して制度を活用する。今年度は、特典品の充実とホームページの改良等であったが、国の拡充策に合わせて、クレジットカード決済、寄附金の使途の指定、メールでの寄附申込み、更なる特典品の多様化など、制度の充実に向けた研究を行い、可能なものから取り入れていきたいと考えている。

防災対策について

佐藤 元

問・先般の台風一九号では、一部地域で道路の冠水、崖崩れ等の被害があった。今後の自然災害への対応と改良計画について問う。

答・砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、内水被害に対する河床掘削や排水機場整備事業等の国や県営事業については引き続き要望する。ハード対策には多くの費用と時間を要し、自然の猛威に対して限界もあるため、危険の認識と速やかな避難行動といったソフト対策の方へ重点が移行してきており、行政として避難勧告等の判断基準の考え方と専門知識を持つ職員の育成を課題としている。改良計画について、弥生地域の井崎、萩野地区においては、無堤防箇所、解消というところで調査・測量のため、地区と事前協議を行っており、堤内地区においては、内水被害につながる漏水箇所の調査を行う予定であり、あわせて仮設排水ポンプ場の改修を大分県に要望している。堅田地域の下城地区については、現在、仮設排水ポンプ場の改修計画を大分県と協議中であり、稲垣地区においては、上流部の大内川支川の改修事業を実施している。

地方創生について

富松 万平

問・地方創生には、高齢化地域、小規模集落の若年就労者層の人口流出の歯止めが必須と考える。流出防止策の一つとして、以前、採択された「佐伯市中心部の高校に通学する佐伯市内在住の高校生に対する通学費の補助についての請願」が有効であると考えるが、本市の考えを問う。

答・高校生の遠距離通学に対する補助金については、これまで県と市の所管の問題や市外への通学者との公平性等から交付しない方針であり、小中学生の医療費の無料化を優先して取り組んできた。しかし、人口流出や小規模集落化等の状況を鑑み、更なる過疎対策の必要性を認識しており、その対策を構築する時期にあるとも判断している。そのひとつのメニューとして高校生の遠距離通学に対する補助について検討していく。

問・これは地元高校の存続問題にも直結している。豊南・鶴岡高校が統合し、来年度から鶴城高校も一クラス減る。市内中学生の二〇%が市外高校へ進学している。佐伯の子供が佐伯の高校に進学できるようこの施策を積極的に進めるべきではないか。

答・理解しており検討する。

生活困窮者自立支援法の取組状況について

井上 清三

問・生活が苦しく、生活保護の申請をしたいという問合せが増え、そのほとんどが単身者で国民年金のみを生活源にしている人である。年金から医療・介護保険料等引かれ五万円前後、さらに住宅代金等を払うと手元に残るのが三万五、〇〇〇円程度になり、医療費はもとより日常生活の維持が厳しくなる状況である。平成二七年四月に経済的困窮や社会的に孤立し、最低限度の生活を維持することができず、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る事業、つまり第二のセーフティネットとして「生活困窮者自立支援法」が施行される。国・市町村の役割分担が区別される中、本市におけるその取組状況を問う。

答・本制度は、近年の社会経済の変化が進む中、これまで十分でなかった生活保護に至る前の段階の人の生活困窮の状況に応じ、居住・就労・家計等の相談や支援を一体的に提供するものである。事業は市が主体となるが、その一部を民間団体へ委託することも可能であり、地域性を勘案し、官民協働の体制を整備し、創意工夫し事業を進めていく。

エコセンター蒲江の廃止に係る代替措置について

塩月 健治

問・蒲江自治委員会から提出された要望書に対する回答について、市の見解と対応を問う。

答・エコセンター蒲江の廃止に関し、蒲江自治委員会から提出された要望事項は、①ごみの直接搬入の受入れを廃止後三年間継続してほしい。②多量ごみの訪問回収についての手数料を廃止後三年間免除してほしいという二点である。これらに対する市の対応としては、まず直接搬入の受入れを廃止後一年間は実施する。受付時間としては、回収したごみのエコセンター番匠への搬入時間を考慮し、午前九時から午後二時までとしたい。また、多量ごみの回収手数料の免除については、現在、市内全域を対象として本市所有の軽トラック等により、直接自宅まで出向いて回収を行っているので、市内他地域との均衡上から、蒲江地区についてののみ無料とすることは困難であると考



消火栓、防火水槽及びホース格納箱の維持管理の現状と点検結果について

御手洗 秀光

問・維持管理の現状を問う。

答・消火栓や防火水槽は市が設置している。維持管理責任者は消防長で日常的な管理は消防本部の警防係及び消防団係が行っている。ホース格納箱の維持管理は、各地区に依頼している。

問・設置基準を問う。

答・防火水槽や消火栓の設置基準は消防法第二〇条第一項の規定により定められている。なお、ホース格納箱の設置基準はない。

問・基準を満たしていない場合の対応を問う。

答・防火水槽についての地区要望等があれば、現地調査を行った上で基準等考慮し設置していきたい。

問・点検について問う。

答・毎年本署及び分署・派出所の職員が点検を行っている。このほか消防団員が春、秋の全国火災予防運動期間中に管轄区域内の防火水槽や消火栓の点検を行っている。

問・点検で異常が発見された場合の今後の対応を問う。

答・現地調査の上、工事が必要であれば、水道工務課や業者に依頼するなどの対応をしたい。

今後の行財政改革について

桑原 宏史

問・今後の市財政状況の見通しについて危機感はないか。

答・実質公債比率及び将来負担比率は大きく改善しているが、市の財政が交付税に大きく依存していることは間違いなく、交付税が縮減されると確実に悪化する。国から示される地方財政対策に留意した財政運営をしていく必要がある。

問・年度末までに策定する行財政改革大綱は、合併算定終了によって交付税が減少した後、どのような行財政サービスを削っていかなければならないのか、それにあわせて職員給与をどうするのかというものが明確にイメージできるようなものになるのか。

答・佐伯市も決して将来の財政運営に太鼓判を押せる状況ではないので、厳しい視点で改革の案を作っていくべき。財政面、市民に対するサービス面も含めて厳しい目をもって臨みたい。また、できるだけ市民サービスの水準を落とさない形での行政運営ができるような大綱にしたい。できるだけ市民の皆様に分かりやすいように作りたい。

食のまちづくりの推進について

濱野 芳弘

問・現在、実施している食育事業についてどのような取組を行っているのか。

答・県下で唯一「食のまちづくり条例」を制定している。食育推進計画の第二次計画を策定し、各事業に取り組んでいる。

問・小中学校の弁当の日の取組状況を問う。

答・市では、講演会や研修会、学校現場における食の指導等を通じて子供が作る弁当の日の普及拡大に努めており、実践校が増加している。平成二五年度は、二一校が実践している。

問・食のまちづくりを市民に広げていくための諸施策を問う。

答・子供から高齢者まで各世代に応じた啓発や呼び掛けが必要不可欠である。最大の課題は、高校生から若年層に向けた啓発にある。昨年度、高校生を対象にした「菓立つ君たちへ自炊塾」という実践活動を今後も拡充させるとともに、結婚前の若者の食育事業に取り組みたい。

地域活性化対策について

兒玉輝彦

問・各地域の祭り・イベントの補助金について予算が縮小傾向にある。地域活性化の観点では現状維持、増額も必要と考えるが、市の見解を問う。

答・本市では、平成二六年度予算においてイベントの補助金を一律に一部カットしたので、維持、増額は厳しい。しかし、地域活性化の取組に対するサポート施策を継続して検討している。本庁管内及び振興局ごとに実施している活性化チャレンジャーの継続、総合計画策定に合わせて行政がサポートする仕組みなど引き続き検討を重ね、祭り・イベントの支援にも寄与していきたい。

問・合併して、振興局に地元出身の職員が少ないと感じている。イベントや災害時には、地元に通じた職員が必要と考えるが、振興局の今後の体制について問う。

答・現在、振興局地元出身者の割合は、平均六割程度になっている。合併して一〇年経った今、イベントや災害時には地元出身者が地元に戻りサポートしており、対応できていると考える。

社会保障・税番号制度(マイナンバー)について

後藤 勇人

問・社会保障・税番号制度導入の利点と課題について問う。

答・利点は、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことが可能となるなど「公平・公正な社会の実現」が図られる。また、市としては、情報連携することにより、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減され、複数の業務間で連携が進み、作業の重複等の無駄が削減されるなど「行政の効率化」が図られる。市民にとっても添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減される。課題は、国で決定された制度を粛々と導入するが、法令の整備や、国で整備するシステムの仕様等について、国の公表するタイミングが遅れており、今後は作業が短期間に集中するのではないか懸念している。

太平洋セメント大分工場佐伯プラント敷地内に建設予定の発電事業について

河野 豊

問・事業の概要及び事業計画について問う。

答・インドネシアなどのパーム油生産工場から出るヤシ殻を主燃料として発電するバイオマス発電事業で、東京に本社を持つイーレックス株式会社の子会社としてイーレックスニューエナジー佐伯株式会社を設立し事業を行う。発電出力五万キロワットで、従業員は一五名程度の予定。主燃料のヤシ殻は年間二五万トン程度、補助燃料の石炭は年間一・五万トン程度使用する。新規投資額一七〇億円は過去最大規模で、平成二八年秋に運転開始の予定である。

問・燃料のヤシ殻はどのような検疫が行われ輸入されるのか。

答・インドネシアやマレーシアから一万トン程度の船で月に二、三回輸入される計画で、船積みした後、密閉し病虫害等を殺す燻蒸作業を日本に着くまでの間、約二週間かけて行い、佐伯港女島埠頭に陸揚げされる前に植物防疫法に基づき農林水産省の植物検疫が船上で行われる。病虫害が発見された場合は、再度消毒するか、廃棄又は返送の措置が取られる。

女性防災士の活動について

浅利 美知子

問・大分県内の防災士は、平成二六年度末時点で五、二一五人で、うち女性防災士は四九六人である。佐伯市の女性防災士の現状を問う。

答・地区推薦の防災士取得者は三〇八人で、うち女性は四三人である。

今年度の養成研修では七五人のうち二〇人が女性で、佐伯としても女性防災士育成に力を入れている。

問・女性防災士に、どのような活動を期待し、求めていくのか。

答・女性の視点を生かし、各地区の活動に参加してもらい、女性ならではの積極的な取組を期待している。

問・きめ細やかな防災対策には女性の視点が重要である。防災担当課に女性職員を配置し、相談しやすい環境を作り、防災弱者対策を進めていく必要があると思うが、市の考えを問う。

答・防災危機管理課は、風水害対策や火災時の緊急出動など、休日や夜間を問わず業務を行っている。勤務体制や体力面を考慮し現在、男性職員のみとなっている。女性職員配置については、今後考えていきたい。

佐伯市バイオマス産業構想について

三浦 渉

問・バイオマス産業都市の認定を受けたが、今後のバイオマス産業構想に基づく新しいまちづくりについて、市の見解を問う。

答・バイオマス産業都市とは、地域のバイオマスの原料生産から製造・利用までの経済性が確保された循環システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまちづくりを目指す地域をいう。内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省が共同で推進しており、これまでに、全国では平成二五年六月に八地域、平成二六年三月に八地域が認定され、今回、第三次選定地域として佐伯市を含む六地域が新たに認定された。今後も生活排水汚泥や水産加工業から発生する食品残さなどの地域バイオマスとしての利用を更に進めることにより、環境に優しく災害に強い地域作りを推進するとともに新しい地域産業となるクリーンエネルギー産業を創出し、あわせて地域経済の活性化と雇用の創出を目指したい。

佐伯文化会館及び弥生文化会館について

高司 政文

問・佐伯文化会館は、建設検討委員会で「建設の必要性がある」と結論が出たが、それ以降の進展が見られない。原因について問う。

答・市民会議で大手前地区に代替施設となり得る機能を持つ施設建設が議論されているので、進めるに決められなかった。

問・文化会館の役割について問う。

答・地域の文化芸術振興の拠点として必要不可欠な施設と考えている。

問・文化芸術振興を考えた場合、一、〇〇〇席以上のホールが必須であり、広い敷地と数百台の駐車場が必要となる。敷地との関係で八〇〇席では理念がなさすぎる。アンケートでも一、〇〇〇席が一番多く、建設検討委員会の答申も規模は一、〇〇〇席前後が望ましいとなっている。稼働率の問題も新文化会館が自主文化事業を活発に行えば解消できる。市民会議では「佐伯市にとって文化会館はどうあるべきか」を正面から議論したのか。

答・現状等の情報提供は行った。

問・市民会議に教育委員会の関係者が意見を述べる機会があったか。

答・特に設けていなかった。

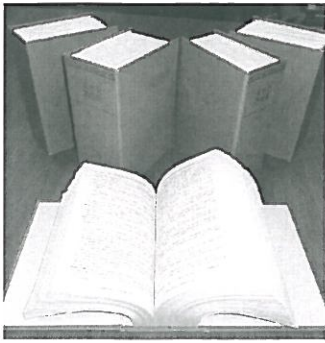
議員政治倫理調査 特別委員会の設置

二月一九日の本会議において、議員政治倫理調査特別委員会（委員九人）を設置しました。これは政治倫理審査請求を受け、当該議員について政治倫理基準違反の有無を調査するためのもので、同委員会に付託、閉会中継続調査を決定しました。

佐伯市条例をチェック

佐伯市条例に基づいた事務執行は行政を運営する上で当然の責務です。佐伯市議会はこのことに改めて着目し、市に対し、各課の事務において条例の規定どおりに執行されているか精査を要請しました。

また、議会としても四常任委員会がそれぞれ所管する部分の条例について、内容のチェックと執行状況の確認を行うことと決定しました。現在、常任委員会ごとに調査を行っています。



▲佐伯市例規集

意見書提出

二月定例会において、次の意見書を可決し、関係機関に送付しました。
●年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

行政視察受入れについて

- ◆二月一〇日（月）
〔視察団〕静岡県掛川市議会
〔研修事項〕
議会基本条例、議会報告会、議会モニター制度などについて
- ◆二月一三日（木）
〔視察団〕福岡県うきは市議会
〔研修事項〕
議会運営について
- ◆二月二七日（火）
〔視察団〕広島県府中市議会
〔研修事項〕
議会情報の発信・収集、政策提言機能（議会報告会、議会モニター制度、政策研究会、議会報）
- ◆二月二八日（水）
〔視察団〕熊本県大津町議会
〔研修事項〕
議会報告会、政策研究会について

三月定例会の御案内（予定）

- 二月二七日（金）開会
 - 三月 二日（月）予算特別委員会
（補正予算議案先議）
 - 五日（木）先議採決
・代表質問
 - 九日（月）代表・一般質問
 - 一〇日（火）一般質問
 - 一日（水）一般質問
 - 二日（木）常任委員会
（経済産業・教育民生）
 - 三日（金）常任委員会
（建設・総務）
 - 七日（火）予算特別委員会
 - 八日（水）予算特別委員会
 - 九日（木）予算特別委員会
 - 二五日（水）採決・閉会
- ※ぜひ傍聴にお越しください。



本会議及び委員会審査の様子はインターネットで録画映像を配信しています。佐伯市議会のホームページからご覧ください。

編集後記

表紙の写真の元越山山頂にある石碑に刻まれているのは、国木田独歩の「欺かざるの記」の中の一節であり、登頂した翌日に書かれている。「（前略）彼の山は昨日遊びし山なり。（中略）吾窓よりの眺めの余りに美しさに堪えかね、昨日遂に此山に登りぬ。（後略）」
その昔、米水津色利地区から元越山を通って佐伯城下に通じる道は、山越えの本道として古くから重要な道路であった。忘れられ荒れ果てた古道を平成一九年一月から三月にかけて、地元の一七人の有志が忠実に再現し、登山道として甦らせた。それから八年かけ、年二回の登山会、丸大小屋作り、豊後黒潮公園まで通じる縦走路、炭窯造りを行ってきた。今度はピザ窯を造るぞうだ。今では、元越山は独歩が愛したように、住民全員が愛し、誇れる山になっている。今年も、東九州自動車道の本格活用が始まり、地方創生元年でもある。今あるものに価値を見出し、誇れるものへと育てていく。そこに地域活性化のヒントがあるのではないだろうか。今こそ、行政と民間が一丸となって新たな佐伯市を創る時と私は考えている。

広報委員会副委員長 富松万平

発行 佐伯市議会
〒876-8585
佐伯市中村南町1番1号
TEL 0972-22-4598
編集 広報委員会
印刷 (有)アオキ
○御意見、御要望等ございましたら、下記へお寄せください。
メール: gikai@city.saiki.lg.jp
○市議会に関する情報は佐伯市のホームページから閲覧できます。
佐伯市議会 検索
<http://www.city.saiki.oita.jp/>